住所　大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目21番23号
李永柱　昭和31年11月14日生
金政代　昭和35年10月13日生
李晃暢　昭和62年７月９日生
李亞紗　平成２年４月27日生
李紗宜　平成４年５月26日生
住所　大阪市天王寺区味原本町７番11号
孫女煥　昭和47年３月17日生
住所　大阪市天王寺区味原本町７番９号
孫秀徹　昭和37年９月28日生
住所　東京都墨田区東駒形４丁目15番４－306号
金鳳琴　昭和56年６月28日生
住所　静岡県浜松市東区子安町325番地１
ダニエラ・アミ・サカモト　平成２年８月30日生
住所　東京都品川区大崎４丁目４番23号
任宣鉉　昭和33年１月８日生
小林里美子　昭和32年12月20日生
住所　東京都品川区平塚２丁目１番16号
任永修　昭和56年６月12日生
住所　東京都品川区戸越１丁目19番18号
任美佐子　昭和37年３月26日生
韓庸太　昭和61年４月28日生
韓裕太　昭和63年９月17日生
韓淳太　平成２年７月30日生
住所　岐阜県中津川市坂下2369番地19
呉長連　昭和37年12月30日生
劉瑩　昭和38年７月５日生
住所　岐阜県岐阜市粟野東４丁目114番地１
呉瀟雨　平成３年５月９日生

○厚生労働省告示第三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人畜産生物科学安全研究所について、平成二十三年十一月四日をもってその代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名
萬田　富治	松原　謙一

○厚生労働省告示第三十三号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十四年一月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

住所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上橋津281番地
金慶子　昭和35年９月15日生
住所　埼玉県北本市中央４丁目112番地
金韶華　昭和49年５月30日生
住所　岡山市南区当新田445番地４
◆海月　昭和57年10月28日生
住所　東京都葛飾区西新小岩５丁目７番10号
李公亮　昭和48年12月22日生
住所　鳥取県米子市新開６丁目10番10号
権仁成　昭和24年７月15日生
崔英蘭　昭和27年12月14日生
権聖子　平成７年４月５日生
住所　岡山県倉敷市藤戸町天城625番地11
権秀子　平成４年７月31日生
住所　愛知県清須市清洲４丁目５番地３
姜悦子　昭和55年３月15日生

○財務省告示第二十九号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方を変更したので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十六日

財務大臣　安住　淳

「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」の下に「、ドイチェ・バンク・アクチェンゲゼルシャフト（ドイツ銀行）」を加える。

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十四年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第三十四号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十四年一月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十四年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○農林水産省告示第二百六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	合格番号	依頼者の名称
農機具の型式名		
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	211025	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第二百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年十二月十八日　第九十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人日本きのこ研究所　群馬県桐生市平井町八番１号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

群馬県桐生市平井町八番１号